

2012/9/15

加 盟 団 体 各 位

役 員 各 位

( 公 社 ) 全 日 本 ア ー チ ェ リ ー 連 盟

競 技 部 長 溝 井 利 和  
( 公 印 省 略 )

( 公 社 ) 全 日 本 ア ー チ ェ リ ー 連 盟 競 技 規 則 の 細 則

「 ユ ニ フ ォ ー ム 等 掲 載 商 業 廣 告 規 程 」 追 加 と 運 用 に つ い て

日頃より本連盟主催行事にご理解ご協力を賜り誠に有り難う御座います。

さて、本連盟では標記ユニフォーム等商業広告掲載導入の内容及び方法について検討を重ね、10月1日(月)ルール改正と同時に導入することにしました。

今回、細則「ユニフォーム等掲載商業広告規定」を作成し追加いたしますのでご連絡いたします。

加盟団体(都道府県協会・連盟)は所属選手に広報し、選手からの希望があれば別紙細則規定の沿って、別紙の申請書を連盟事務局へ提出願います。

申請があれば連盟で審査し、結果を各加盟団体へ通知いたします。

以上